

高原町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年8月

高 原 町

高原町教育委員会

1 プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童に車両が追突し死傷者が発生する事故が多発しました。これにより、文部科学省・国土交通省・警察庁が連携し緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議して、安全確保の早期取り組みを行ってまいりました。引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が協議して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ってまいります。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「高原町通学路安全推進会議」を設置しました。推進会議では「危険箇所の確認」「対策実施状況」などの情報を定期的に交換・協議し、通学路の安全対策を着実に実施していきます。

本プログラムは、この推進会議で議論し、策定しました。

構成機関

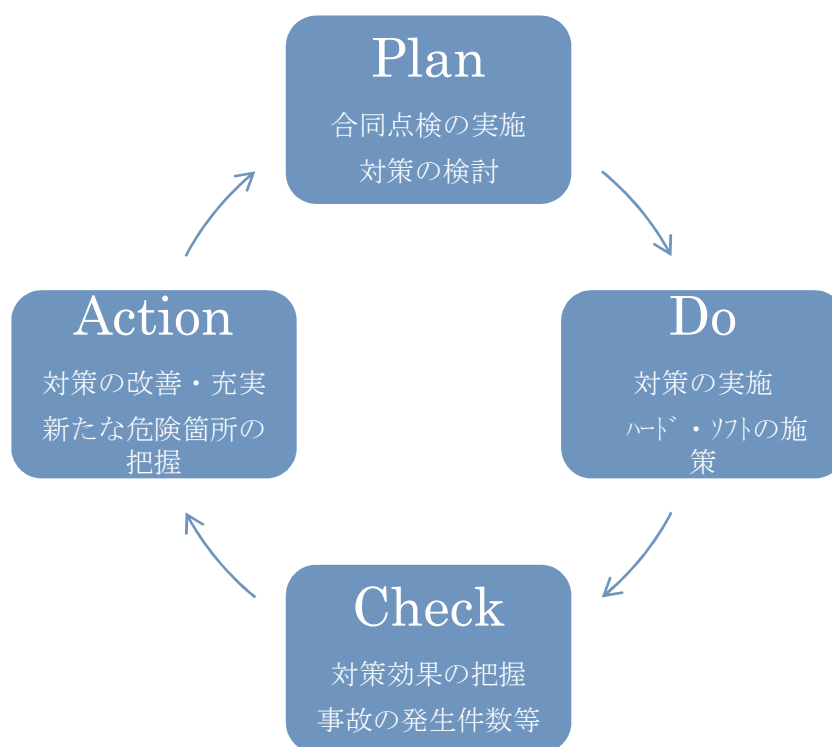
- (1) 高原町教育委員会教育総務課
- (2) 高原町立各小中学校
- (3) 高原町PTA連絡協議会
- (4) 宮崎県小林警察署
- (5) 宮崎県小林土木事務所
- (6) 高原町農村建設課

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、毎年町内各小中学校区に対して通学路危険箇所の摘出を依頼します。それを基に定期的に合同点検を実施し、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

町内全小中学校区の通学路を1年に1回、合同点検を実施します。実施時期については、それぞれの期間の調整が可能な時期を選定します。

○合同点検の体制

各小中学校区ごとに学校、宮崎県小林警察署、宮崎県小林土木事務所、高原町農村建設課、高原町教育委員会教育総務課、その他必要と思われる者が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握と対策の改善・充実

対策実施後、効果を学校関係者からの聞き取り等により把握し、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小中学校区ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。